

2019年7月

お客さま 各位

大川信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を、従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。

なお、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等に応じ、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合がございます。

また、これらの確認に際しましては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があるほか、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を一部制限させていただく場合があります。

1. 改定する規定（改定の内容は下記規定を選択してご確認ください）

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・普通預金、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、共通規定
- ・決済用普通預金規定（無利息型）

2. 改定日

2019年10月1日（火）